

企業の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業助成金交付要綱

（制定）令和4年11月16日付4都環公地温第2001号

（改正）令和5年1月25日付4都環公地温第2591号

（改正）令和5年10月27日付5都環公地温第2773号

（目的）

第1条 この要綱は、企業の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業実施要綱（令和4年10月11日付4産労産事第83号。以下「実施要綱」という。）第5 3の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の補助を受け事務を執行する企業の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適切かつ確実な執行を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱第3に定めるものとする。

（助成対象事業者）

第3条 本助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第4条第1項の助成対象事業を実施する電気事業者（ただし「特定卸供給事業者」及び「下位アグリゲーター」を除く。）

二 第4条第2項の助成対象事業を実施する電気事業者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象事業者としない。

一 国又は地方公共団体

二 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第二号に規定するものをいう。以下同じ。）

三 暴力団員等（暴排条例第2条第三号に規定する暴力団員及び同条第四号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

四 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

五 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他公的資金交付先として社会通念上適切であると認められないもの

（助成対象事業）

第4条 実施要綱第4 2（1）による、本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対

象事業」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

一 都節電推進期間において、デジタル技術を活用して、需要家に対し電力の需給状況に応じたタイムリーな節電要請を行う取組(以下「節電キャンペーン」という。)を実施すること。節電要請は、原則、5日以上行うこと。

なお、節電キャンペーンの実施に当たっては、次の条件を付すものとする。

ア 都節電推進期間は、夏季は5月1日から10月31日まで、冬季は12月1日から3月31日までとすること。ただし、都から別の期間を提示された場合は、この限りでない。

イ 需要家に対し、節電キャンペーンの実施期間、インセンティブの内容、インセンティブ付与のタイミング等をホームページ等で周知すること。

ウ 需要家に対し、デジタル技術を活用して、節電の意義・方法等を伝え、節電キャンペーンへの参加登録の呼び掛け、参加登録手続等を行うこと。

エ 電力需給状況を鑑み、節電キャンペーン中に、デジタル技術を活用してタイムリーに、原則、5日以上節電要請を需要家に行い、その結果について需要家に個別に情報提供すること。

なお、節電要請の発動のタイミング、頻度等は、助成対象事業者がその効果等を踏まえ決定すること。

オ 助成対象事業者は、節電キャンペーンに参加した事業所の電力使用量、節電効果等の合計値データを把握すること。

また、当該データを節電要請の発動タイミングや頻度等の最適な運用に活かすよう努めること。

カ 助成対象事業における需要家からの問合せに対応するための窓口を設置すること。

キ 需要家に対し、熱中症等に注意する等生活に支障を来さない範囲での取組とするよう注意喚起を行うこと。

また、節電できなくてもペナルティを設定しないこと。

二 節電キャンペーンにおいて、都内(島しょ部を含む。以下同じ。)で節電を達成した高圧又は特別高圧の電気を購入する需要家に対し、都節電推進期間ごとに1事業所当たり2万円/日相当の別に定めるインセンティブを付与すること。ただし、都節電推進期間ごとに1事業所当たり最大10万円(5日分)までとする。

なお、節電の達成の考え方及びインセンティブについては、次の条件を付すものとする。

ア 事業所ごとのベースラインは、ERABガイドラインに準拠して設定すること。

イ 1日ごとの事業所の節電達成の条件は、当該事業所が、電気事業者から節電要請のあった時間帯に、当該事業所のベースラインと比較し、当該1日のうち1時間単位で実際の電力使用量を3%以上削減した場合又は公社が適切と判断した場合とする。

ウ インセンティブの付与の方法は、電気事業者の任意の方法とすること。ただし、公

社が認める方法によること。また、類似制度において、国や地方公共団体から需要家にインセンティブが付与されている場合は、それとは別にインセンティブを需要家に付与すること。

三 需要家に対し、都が提供する気候変動対策等に関する情報（以下「H T T情報」という。）を提供すること。

なお、H T T情報の提供は、交付決定を受けた日から翌年度の末日まで行うこと。H T T情報は公社から年5回（冬季の都節電推進期間のみ節電キャンペーン実施の場合は、申請年度は2回）電気事業者を提供する（提供回数はいずれも予定）。電気事業者は、提供されたH T T情報を速やかにデジタル技術を活用して需要家に周知すること。ただし、電気事業者からのお知らせ等の受取りに同意していない需要家は除くことができる。

2 実施要綱第4 2（2）による、助成対象事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

一 事業所に対して、エネルギーマネジメントを実施するために必要な設備の導入等を実施すること。

なお、設備の導入に当たっては、次のいずれかを実施すること。

ア 事業所に対して必要な設備を導入すること。ただし、同一の事業所における本事業の実施は1度までとする。なお、当該設備は助成対象事業者が所有権を有すること。

イ アに加え、助成対象事業者のシステム基盤を構築・改修等すること。

二 前号で導入した設備等を活用することで、デマンドレスポンスにおいて節電を達成すること。

ア 前号で導入した設備を活用し、当該設備を導入した事業所で、前項第一号による節電キャンペーンにおいて5日以上の節電を達成すること。なお、節電の達成の考え方については、前項第二号ア及びイを準用する。ただし、同号イの電力使用量の削減量は5%以上とする。

イ 助成対象事業者は、エネルギーマネジメントを実施するために設備を導入した事業所における、電力使用量、節電効果等の合計値データを把握すること。

（助成対象経費）

第5条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、第4条第1項の助成対象事業の実施に要する次に掲げる経費のうち、公社が必要かつ適切と認めたものとする。

一 助成対象事業の実施に係る次の二及び三以外の経費

二 助成対象事業を実施するために直接必要なシステムの構築・改修に係る設計・開発等に要する経費のうち別表第1に掲げるものであって、公社が必要かつ適切と認めたもの。ただし、これまでに本事業において当該経費に対する助成金の交付を受けている場

合は除く。

三 助成対象事業を実施するために直接必要なソフトウェア（ライセンス）の利用等に要する経費のうち、別表第1に掲げるものであって、公社が必要かつ適切と認めたもの。

なお、当該経費が事業所数に応じて変動する場合は、変動部分の経費に、全事業所数に対する都内の事業所数の割合を乗じて算出した額を助成対象経費とする。

2 助成対象経費は、第4条第2項の助成対象事業の実施に要する次に掲げる経費のうち、公社が必要かつ適切と認めたものとする。

一 助成対象事業を実施するために直接必要な設備の導入等に要する経費のうち、別表第2に掲げるものであって、公社が適切と認めたもの。

3 本事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は助成対象経費としない。

一 過剰であるとみなされるもの又は予備若しくは将来用のものに要する経費

二 設備費（第2項の経費を除く。）

三 諸経費（第2項の経費を除く。）

四 消費税及び地方消費税

五 第9条第1項の規定により公社が交付決定を行った日以前に契約締結したものに係る経費

ただし、第1項第一号の経費については、交付申請した節電キャンペーンの実施期間中に限り、交付決定前に契約締結した経費を助成対象経費とすることができる。

六 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

（助成金額）

第6条 第4条第1項の助成対象事業に係る助成金の交付額は、次のとおりとする。

一 助成対象事業の実施に係る次の二及び三以外の経費

節電キャンペーンにおいて、都内で5日以上節電を達成した事業所の件数に最大10万円を乗じた額とする。また、節電を達成した日数に応じてインセンティブを付与することが可能な場合は、節電キャンペーンにおいて、都内で節電を達成した事業所の件数に節電を達成した日数（最大5日まで）及び2万円を乗じた額とする。

二 システムの構築・改修に係る設計・開発等に要する経費

助成対象経費の額とし、上限額は2,500万円とする。

三 ソフトウェア（ライセンス）の利用等に要する経費

助成対象経費の2分の1の額とし、上限額は3,600万円とする。

2 第4条第2項の助成対象事業に係る助成金の交付額は、次のとおりとする。

一 助成対象事業の実施に係る経費

助成対象経費の5分の4の額とし、上限額は80万円とする。

3 第1項第二号及び第三号、第2項の助成対象経費に国等補助金を充当する場合にあっては、当該補助金の額を控除した額が、助成対象経費となる。

前2項の場合において、本助成金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 本助成金の交付を受けようとする者は、当該年度において実施する助成対象事業に要する経費について申請するものとし、公社が別に定める期間中に、次のいずれかの書類を公社に提出しなければならない

- 一 第4条第1項の助成対象事業を実施する場合は、助成金交付申請書(第1号様式)、助成事業実施計画書(第2号様式)及び別表第3に掲げる書類
- 二 第4条第2項の助成対象事業を実施する場合は、助成金交付申請書(第3号様式)、助成事業実施計画書(第4号様式)及び別表第4に掲げる書類

(交付申請の受付)

第8条 公社は、交付申請を公社が別に定める期間中に受け付けるものとする。

- 2 公社は、交付申請を先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付申請額の合計が公社の予算の範囲を超えた日(以下「予算超過日」という。)をもって、交付申請の受理を停止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、予算超過日に複数の交付申請があった場合は、予算超過日の前日における予算残額を、予算超過日に到着した交付申請件数で割った金額(千円未満の端数切捨て)を予算超過日到着1件当たりの上限額とする。

(助成金の交付決定)

第9条 公社は、交付申請を受理した場合は、当該交付申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等に基づき、本助成金の総額の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

- 2 公社は、交付申請をした助成対象事業者に対し、前項の決定において、本助成金を交付とする場合にあっては助成金交付決定通知書(第5号様式)により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書(第6号様式)により、その旨を通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第2項の規定による交付決定の通知を受けた助成対象事業者(以下「助成事業者」という。)に対し、本助成金の適正な交付を行うために必要な次に掲げる条件を付すものとする。

- 一 第4条第1項の助成対象事業を実施する助成事業者
ア システム構築・改修等を行う場合は、交付決定後速やかに当該事業に係る契約を締

- 結し、助成対象事業を実施するためのシステム構築・改修等に着手すること。
- イ ソフトウェア（ライセンス）利用等を行う場合は、交付決定後速やかに当該事業に係る契約を締結し、助成対象事業を実施するためのソフトウェア（ライセンス）利用等を開始すること。
- ウ 都及び公社が本事業の実施状況に関する情報を公表することについて承諾すること。
- エ 第4条第1項第三号に定めるH T T情報の周知実績は、第9条第2項の通知を受けた日の属する年度の翌年度の末日までに公社に報告すること。
- オ この要綱並びに交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成対象事業により取得し、整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- カ 公社が第15条又は第25条第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。
- キ 公社が第26条第1項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第27条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第28条第2項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- ク 前各号に掲げる事項のほか、助成対象事業の実施に当たりこの要綱又は実施要綱その他法令の規定を遵守すること。

2 第4条第2項の助成対象事業を実施する助成事業者

- ア 交付決定後速やかに当該事業に係る契約を締結し、助成対象事業を実施するための設備の導入又はシステム基盤の構築・改修等に着手すること。
- イ この要綱並びに交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって取得財産等を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- ウ 公社が第15条又は第25条第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。
- エ 公社が第26条第1項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第27条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第28条第2項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- オ 前各号に掲げる事項のほか、助成対象事業の実施に当たりこの要綱又は実施要綱その他法令の規定を遵守すること。

（協力義務）

第11条 助成事業者は、交付決定を受けた日から翌年度の末日まで、都及び公社が実施する本事業の効果分析等のためのデータ提供、セミナー等での事例発表、アンケート調査そ

の他必要な事項に応じなければならない。

その他、資源エネルギー庁等から需給ひっ迫警報等が発令された場合には、デジタル技術を活用し、需要家に対して節電要請等を行うよう努めること。ただし、電気事業者からのお知らせ等の受け取りに同意していない需要家は除くことができる。

(契約等)

第12条 助成事業者は、助成対象事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴収又はその他の方法により、競争に付きなければならない。ただし、当該助成金の運用上、競争に付すことが著しく困難又は不相当である場合等、公社が認めた場合はこの限りでない。

2 助成事業者は、第9条第2項の助成金交付決定通知書を受領した日から速やかに助成対象事業の実施に必要な契約を締結し、助成対象事業に着手しなければならない。

(事業の開始に伴う届出)

第13条 第4条第1項の助成対象事業を実施する助成事業者は、節電キャンペーンを需要家に周知した日から1週間程度以内に、節電キャンペーン開始届(第7号様式)を公社に提出しなければならない。

(申請の撤回)

第14条 助成事業者は、第9条第1項の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、同条第2項の助成金交付決定通知書を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書(第8号様式)を公社に提出しなければならない。

2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、都に報告するものとする。

3 前2項の規定は、第9条第2項の助成金交付決定通知書を受領する前に交付申請を取り下げる場合について準用する。

(事情変更による決定の取消し等)

第15条 公社は、本助成金の交付の決定をした場合において、天災地変その他本助成金の交付の決定後に生じた事情の変更により本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、本助成金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(助成対象事業の承継)

- 第16条 助成事業者の地位の承継（相続、法人の合併又は分割等に限る。）が行われた場合において、助成事業者の地位を承継した者（以下「承継者」という。）が当該助成対象事業を継続して実施しようとするときは、承継者は、助成事業承継承認申請書（第9号様式）並びに別表第3の1、2及び3を会社に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 会社は、前項の規定による申請を受けた場合は、承継者が当該助成対象事業を継続して実施することの承認又は不承認を行い、助成事業承継（承認・不承認）通知書（第10号様式）により、承継者へ通知する。
 - 3 会社は、前項の規定による承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

（助成対象事業の計画変更に伴う申請）

- 第17条 助成事業者は、第7条第1項又は第2項の規定により提出した助成事業実施計画書のとおり助成対象事業を遂行しなければならない。ただし、やむを得ない理由により次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業計画変更申請書（第11号様式）を会社に提出し、その承認を受けなければならない。
- 一 助成対象事業の内容を変更しようとするとき。
 - 二 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。
 - 三 その他、助成事業実施計画書の内容を著しく変更しようとするとき。
- 2 会社は、前項の規定による申請を受け、その内容が妥当であると認める場合は、当該申請に係る変更を承認するものとする。交付決定額の増額は承認しないものとする。ただし、令和5年10月27日改正に伴うインセンティブ付与に係る追加のシステム改修が必要になった場合のみ増額申請を認める。
 - 3 会社は、前項の規定による承認をしたときは、その旨を助成事業計画変更申請承認通知書（第21号様式）により、当該助成事業者へ通知する。
 - 4 会社は、第2項の規定による承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

（事業者情報の変更に伴う届出）

- 第18条 助成事業者は、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに事業者情報の変更届出書（第12号様式）を会社に提出しなければならない。

（債権譲渡の禁止）

- 第19条 助成事業者は、第9条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、会社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

(事業遅延等の報告)

- 第20条 助成事業者は、第7条第1項又は第2項の規定により提出した助成事業実施計画書又は第17条第1項ただし書の規定により提出し、同条第2項の規定により承認を受けた助成事業計画変更申請書の内容のとおり助成対象事業等を進めなければならない。
- 2 助成事業者は、やむを得ない理由により事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに事業遅延等報告書(第13号様式)を公社に提出し、その指示を受けなければならない。
 - 3 公社は、前項の事業遅延等報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、当該助成事業者に対し、助言その他の必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(助成対象事業の廃止)

- 第21条 助成事業者は、やむを得ない理由により助成対象事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書(第14号様式)を公社に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 公社は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めるときは、当該申請に係る助成対象事業の廃止を承認するものとする。
 - 3 公社は、前項の規定による承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。
 - 4 公社は、第2項の規定による承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(事業完了の届出)

- 第22条 助成事業者は、助成対象事業に係る事業が完了した場合、速やかに次に掲げる書類を提出しなければならない。
- 一 事業完了届(第15号様式)、別表第5に掲げる書類
 - 二 事業完了届(第16号様式)、別表第6に掲げる書類
- 2 前項第一号の規定による届出は、助成対象事業(HTT情報の提供を除く。)が完了した日から起算して150日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の8月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。
- ただし、夏季及び冬季の節電キャンペーンに係る経費を一括で交付申請した場合は、夏季及び冬季の都節電推進期間毎にそれぞれ完了届を提出すること。
- 3 第1項第二号の規定による届出は、助成対象事業が完了した日から起算して60日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の5月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(助成金の額の確定)

第23条 社は、前条第1項の規定による届出を受けた場合には、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成対象事業の内容が第9条第1項の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を当該助成事業者に対し、助成金確定通知書（第17号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定により確定する本助成金の額は、第22条により届出のあった助成対象経費の額又は第9条第2項の助成金交付決定通知書に記載した交付決定額（第17条第2項の規定により交付決定額の変更が承認された場合にあっては、当該変更後の額）のいずれか低い額とする。この場合において、本助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（助成金の交付）

第24条 助成事業者は、前条第1項の規定により本助成金の額の確定通知を受け、本助成金の交付を受けようとするときは、速やかに助成金交付請求書（第18号様式）及び別表第7に掲げる書類を社に提出しなければならない。

2 社は、前項の助成金交付請求書の提出を受けた場合は、その内容を確認し、妥当であると認めるものについてのみ、本助成金を交付するものとする。

3 本助成金の交付の期限は交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の末日までとする。

（交付決定の取消し）

第25条 社は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条第1項の規定による本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。

二 第9条第1項の規定による本助成金の交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。

三 この要綱又は実施要綱の規定、その他法令の規定、その他社の定める事項を遵守しなかったとき。

四 助成事業者（法人にあっては代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。

五 前号に掲げる場合のほか、暴力団排除に関する誓約書に規定する事項に一つでも該当するに至ったとき。

六 第9条第1項の規定による交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は条例等に違反したとき。

七 本事業に係る都又は社の指示に従わないとき。

2 第1項の規定は、第23条第1項に規定する本助成金の額の確定後においても適用するものとする。

- 3 公社は、第1項の規定による取り消しをした場合は、速やかに当該助成事業者にもその旨を通知するものとする。
- 4 公社は、第1項の規定による取り消しをした場合において、特に必要があると認めるときは、当該助成事業者の氏名又は名称及び取消しに係る事由の内容を公表することができるものとする。

(本助成金の返還)

- 第26条 公社は、助成事業者に対し、第15条第1項又は前条第1項の規定による取り消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者に対し、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該助成金を公社に返還しなければならない。
 - 3 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第28条第1項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。

(違約加算金)

- 第27条 公社は、第25条第1項の規定による取り消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(延滞金)

- 第28条 公社は、助成事業者に対し、第26条第1項の規定により本助成金の返還請求を行った場合であって、当該助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(他の助成金等の一時停止等)

- 第29条 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事

業について交付すべき助成金その他給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額を相殺するものとする。

(財産の管理及び処分)

第30条 取得財産等の所有権を持つ助成事業者は、取得財産等の管理及び処分（本助成金の交付の目的に反して使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）に関して、次の事項を守らなければならない。

- 一 取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等による省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）において、その効率的な運用を図ることとし、処分してはならない。
- 二 法定耐用年数の期間内に、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものの処分をしようとする場合は、取得財産等処分承認申請書（第19号様式）により公社の承認を受けること。
- 2 公社は、前項第二号の承認をしようとする場合は、取得財産等の所有権を持つ助成事業者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成26年4月1日付26都環公総地第6号）第3-2に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を請求するものとする。
- 3 前項の規定による算出金の請求を受けた助成事業者は、これを公社に返還しなければならない。
- 4 公社は、前項の規定により、助成事業者から算出金が納付され、第1項第二号の承認をしたときは速やかに取得財産等処分承認通知書（第20号様式）により、その旨を当該助成事業者に対し通知するものとする。

(助成事業の経理)

第31条 助成事業者は、助成対象事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

- 2 助成事業者は、前項の書類を第22条第1項に規定する事業完了届を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から5年間保存しておかななければならない。

(調査等)

第32条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成対象事業に関し報告を求め、助成事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 助成事業者は、前項の規定による報告の徴収、事務所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(指導・助言)

第33条 公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

(助成事業の公表)

第34条 第4条第1項の助成対象事業を実施する助成事業者は、都及び公社がホームページ等で、助成金の交付が決定された事業に係る申請者名、節電キャンペーン名、節電キャンペーンが掲載されているホームページ等のアドレス等及び助成対象事業の実施結果の公表に協力し、かつ、都及び公社が当該公表を行うことを承諾しなければならない。

2 第4条第2項の助成対象事業を実施する助成事業者は、助成対象事業の実施結果の公表に協力し、かつ、都及び公社が当該公表を行うことを承諾しなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第35条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。

2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等に係る個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(その他必要な事項)

第36条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、公社が別に定める。

附 則（令和4年11月16日付4都環公地温第2001号）

この要綱は、令和4年11月16日から施行する。

附 則（令和5年1月25日付4都環公地温第2591号）

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

附 則（令和5年10月27日付5都環公地温第2773号）

この要綱は、令和5年10月27日から施行する。

別表第1（第5条第1項関係）

助成対象経費
助成対象経費は、1の条件に適合する経費であって、消費税等を除いた2に掲げるものとする。
1 条件

- (1) 本事業を実施するために直接必要であり、かつ必要最小限の経費
- (2) 助成対象事業者が自社以外の事業者等に外注する業務に要する経費
- (3) 助成対象事業の実施内容が報告書類（写真、帳簿類等）により確認が可能であり、かつ、本助成事業に係るものとして、明確に区分できる経費
- (4) 委託内容を主要業務とする業者に直接委託・契約するもの
- (5) 見積書等が外貨建てである場合、円貨建てに換算した経費

2 助成対象経費

(1) システム構築費等

- ・ システム構築・改修に係る設計・開発に要する経費
- ・ ソフトウェアのカスタマイズ、設定に要する経費
- ・ クラウドサービスの初期設定に要する経費
- ・ その他公社が業務を行うために特に必要と認めるもの

(2) ソフトウェア及びクラウド利用料等

- ・ システムの運用・保守に要する経費
- ・ ソフトウェアの利用に要する経費
- ・ ソフトウェアの運用・保守・サポートに要する経費
- ・ クラウドサービスの利用に要する経費
- ・ クラウドサービスの運用・保守・サポートに要する経費
- ・ データ分析に要する経費
- ・ その他公社が業務を行うために特に必要と認めるもの

<参考> 事業所数に応じて変動する経費に係る助成対象経費の算出方法

例：事業所数に応じてシステム保守費が変動する場合、システム保守費に全国の事業所数に対する都内事業所数の割合を乗じた経費を助成対象経費とする。

助成対象経費＝システム保守経費×（都内の事業所数／全国の事業所数）

システム保守経費：1,000 万円

全国の事業所数：1,000 万件、都内の事業所数：200 万件

1,000 万円×（200 万件／1,000 万件）＝200 万円（助成対象経費）

別表第2（第5条第2項関係）

助成対象経費
助成対象経費は、1の条件に適合する経費であって、消費税等を除いた2に掲げるものとする。
1 条件

- (1) 本事業を実施するために直接必要であり、かつ必要最小限の経費
- (2) 助成対象事業の実施内容が報告書類（写真、帳簿類等）により確認が可能であり、かつ、本助成事業に係るものとして、明確に区分できる経費
- (3) 委託内容を主要業務とする業者に直接委託・契約するもの
- (4) 見積書等が外貨建てである場合、円貨建てに換算した経費

2 助成対象経費

(1) 現地調査費等

- ・ 現地調査、データ分析等に要する人件費
- ・ 旅費、通信運搬費等の諸経費
- ・ その他公社が業務を行うために特に必要と認めるもの

(2) 設備導入費等

- ・ エネルギーマネジメントを実施するために必要な設備費
- ・ エネルギーマネジメントを実施するために必要な設計費
- ・ エネルギーマネジメントを実施するための設備の導入に要する工事費
（自社設置の場合も含む）
- ・ その他公社が業務を行うために特に必要と認めるもの

(3) システム基盤構築・改修費等

- ・ システム基盤の構築・改修に係る設計・開発に要する経費
- ・ ソフトウェアのカスタマイズ、設定に要する経費
- ・ クラウドサービスの初期設定に要する経費
- ・ その他公社が業務を行うために特に必要と認めるもの

別表第3（第7条第一号関係）

必須書類	
1	商業・法人登記簿謄本（写しでも可）
2	納税証明書（事業税及び住民税の直近1か年のもの。写しでも可）
3	暴力団排除に関する誓約書
4	事業所数の根拠資料（全国及び都内）
システム構築・改修又はシステム保守等を実施する場合	
1	システム構築契約等の見積書（原則2社以上）又は入札等の証憑（写し）
2	システム構築契約書の仕様書案又は契約内容案が分かる書類
その他	
1	その他公社が指示する書類

別表第4（第7条第二号関係）

必須書類	
1	商業・法人登記簿謄本（写しでも可）
2	納税証明書（事業税及び住民税の直近1か年のもの。写しでも可）
3	エネルギーマネジメントの実施に係る参考見積書（写し） （原則2社以上）
4	エネルギーマネジメントの実施に係る契約の仕様書案又は契約内容が分かる書類
5	暴力団排除に関する誓約書
6	施工予定図面
7	導入設備の概要が分かる書類（カタログ等）
8	工事前写真
9	建物登記簿謄本（写しでも可）
下位アグリゲーターが助成対象者となる場合	
1	特定卸供給事業者とERAB契約を締結していることが分かる書類（写し） （契約書等）
需要家と事業所の所有者が異なる場合	
1	需要家が当該事業所を使用していることが分かる書類（賃貸借契約書等）
設備導入又はシステム基盤構築・改修等を自社施工する場合	
1	人件費単価に関する根拠書類
その他	
1	その他会社が指示する書類

別表第5（第22条第1項第一号関係）

必須書類	
1	インセンティブを付与したことが分かる書類（写し）
2	節電を達成した事業所数及び日数の根拠書類（参考様式）
3	需要家に本事業によるインセンティブ付与があることを周知した資料
システム構築・改修又はシステム保守等を実施する場合	
1	システム構築等の契約書等（写し）

2	システム構築等の契約の仕様書又は契約内容が分かる書類（写し）
3	システム構築等の最終見積書（写し）
4	システム構築等の支払の証憑（領収書等）
その他	
1	その他会社が指示する書類

別表第6（第22条第1項第二号関係）

必須書類	
1	エネルギーマネジメントの実施に係る契約書等（写し）
2	エネルギーマネジメントの実施に係る契約の仕様書又は契約内容が分かる書類（写し）
3	エネルギーマネジメントの実施に係る最終見積書（写し）
4	エネルギーマネジメントの実施に係る契約の支払の証憑（領収書等）
5	施工完成図面
6	工事後写真
その他	
1	その他会社が指示する書類

別表第7（第24条関係）

必須書類	
1	振込先口座が請求者の口座であることを確認できる資料（通帳の写し等）
その他	
1	その他会社が指示する書類